



洲本市地域クラブ活動についての方針

洲本市教育委員会 2025（令和7）年 10月

「洲本市中学校の部活動の地域移行についての方針」に基づき、学校教育の質の向上を図ることなどを目的に、令和9年3月31日をもって中学校の部活動（以下、「学校部活動」という。）を終了し、令和9年4月から「洲本市地域クラブ活動」（以下、「地域クラブ活動」という。）を開始する。

1

地域クラブ活動の定義

青少年の健全育成の趣旨を踏まえ、希望する洲本市内に在住、在学の中学生在が参加できる、多様な学校教育外の活動を地域クラブ活動とする。

2

地域クラブ活動の主体

地域の幅広い団体等とし、地域の多様な人材（希望する教職員を含む）による自主的な活動とする。

3

活動場所

学校施設、地域の施設等とし、運営団体・実施主体において適切に定める。
○洲本市内であること、誰もが参加しやすい身近な施設での活動が望ましい。

4

定員・参加者の範囲

運営団体・実施主体において適切に定める。
○参加者の範囲を必要以上に制限することがないように配慮すること。
○特別な事情がない限りは地域別による参加制限などは設けず、島内全域を参加者の範囲とすることが望ましい。
○中学生に限らず、幼児・児童や大人も一緒に参加（所属）対象とすることもできる。



5 費用負担

運営団体・実施主体において適切に定める。

○受益者負担を基本とするが、協賛などの資金調達による運営を妨げるものではない。

○誰もが参加しやすいように、低廉な会費等を設定することが望ましいが、継続的に活動していくために必要な会費等の設定を妨げるものではない。

6 活動時間

運営団体・実施主体において適切に定める。

○週あたり最大で11時間程度の活動時間を目安とし、休養日を週あたり2日以上設けることが望ましい。

7 参加するための移動手段

自転車や既存の公共交通機関、保護者による送迎など各参加者による移動とする。

○地域移行に伴う新たな移動手段は想定していない。

8 地域クラブ活動の区分

以下の2つに区分する。

(1) 認定地域クラブ活動

申請のあった地域クラブ活動のうち、洲本市教育委員会が地域クラブ活動の設置・運営を支援することを目的に、審査を経て認定した活動。

(2) その他の地域クラブ活動

上記以外の地域クラブ活動

なお、ホームページ等で公表する「洲本市地域クラブ活動一覧（以下「活動一覧」という。）への掲載を希望する団体等は、別途登録申請をすることができる。



9

認定地域クラブ活動の認定要件

認定地域クラブ活動の認定要件は次のとおりとする。（予定）

- （１）青少年の健全育成を主目的とした活動であること。
- （２）原則として洲本市内に活動拠点を置いていること。
- （３）洲本市内に在住、在学の中学１年生から３年生を対象に含んでいること。
- （４）営利を主目的とした活動でないこと。（以下、「非営利」という。）
- （５）次の事項に誠実に取り組む意思があること。
 - 参加者やスタッフの活動中や移動中の健康管理、安全確保及び事故やトラブルの防止、保険への加入に努めること。（加入する保険は、怪我などを補償する保険、個人賠償責任保険、自転車保険とし、争訴対応に関する保険は運営団体・実施主体の判断とする。）
 - 適正なスタッフの配置に努め、関係者に対し明示すること。
 - 週あたり最大で１１時間程度の活動時間を目安とし、休養日を週２日以上設けるよう努めること。
 - 指導者等の養成や資質向上及び指導者資格や審判資格の取得に努めること。
 - 洲本市教育委員会が指定する講習の受講に努めること。
 - 団体等を構成するすべての者が、体罰・暴言・ハラスメントが決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
 - 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示に努めること。
 - 活動によって知り得た情報を漏洩せず、適正に取り扱うとともに、個人情報保護に関する法律を遵守すること。
- （６）青少年の健全育成にふさわしくないと認められる場合は認定しない。



10 認定地域クラブ活動への支援

以下の支援を一時的及び継続的に予算の範囲内において実施する。（予定）

- （１）学校施設無償優先利用
- （２）活動紹介・周知
- （３）一部の既存備品の無償貸与
- （４）所属する洲本市内中学生の保険料に対する支援
- （５）スタートアップ支援補助金

（５）スタートアップ支援補助金について

令和9年4月から申請のあった認定地域クラブ活動に対して最大3年間、下記の支援を行う。

- 組織の持続的運営のために必要な事務用品等の購入費に対する実費支援
- 所属中学生が活動するために必要となる消耗品・備品の購入費に対する実費支援

※補助対象外経費

- ・個人に帰属する物品の購入費（個人所有ユニフォーム等）
- ・所属中学生の大会等への参加料、移動費
- ・各種協会への登録料（個人・団体とも）
- ・指導者への報酬

※令和8年度において中学生の受け入れが可能な団体に対しては、上記（１）～（５）の支援事業の先行実施を検討する。

※上記のうち一部については、別途支援条件を設けることを検討中

11 洲本市教育委員会の役割

洲本市教育委員会は、中学生がやりたい活動等に主体的に親しむ機会の創出に向け、できる限り多くの自主的な地域クラブ活動が設置・運営されることを目指し、予算の範囲内において支援を行う。

12 小中学校の役割

地域クラブ活動の児童・生徒への周知や学校施設のスムーズな使用などに積極的に協力するほか、地域クラブ活動運営団体・実施主体との必要に応じた連携や情報共有、児童・生徒の見守り（児童・生徒への積極的な活動状況の確認）などを通じて、学校教育外の児童・生徒の健全育成に寄与する。

なお、学校施設の使用については、教育委員会と連携しながら、よりスムーズな使用方法を確立していく。



13 大会等への参加・大会等の運営

大会等への参加は、運営団体・実施主体の判断とし、大会等に参加する場合は、参加する大会等のルールに基づき、必要に応じて大会運営を担っていただくことになります。

○必ずしも大会等に参加する必要はありません。

○各大会の参加要件は大会主催者によって異なります。要件や手続き等の確認は各地域クラブにおいて責任をもって対応してください。

○大会等に参加する場合は、参加者・指導者の負担が過度にならないように判断してください。

○大会等に参加する場合の参加者の移動中の引率は必須ではありません。

14 地域クラブ活動の募集

令和7年10月から事前登録団体募集（1次募集）を開始する。

令和7年1月から順次予定している児童・生徒・保護者への公表（情報提供）、認定・支援、登録（活動一覧への掲載）を希望する団体等は、活動の概要把握と団体等との連絡体制構築を主目的とする事前登録団体募集（1次募集）に応募してください。

登録団体には、今後予定される認定や支援策の情報及びその申請方法等について随時情報提供します。

※今後の認定地域クラブへの申請等を強制するものではありません。

15 その他

○本方針は必要に応じて改定するものとします。

○運営団体・実施主体は、洲本市スポーツ協会（加盟競技団体）や洲本市文化協会への加入や未加盟競技等については、加盟に向けた競技団体等の設立に努めること。

○そのほか、地域クラブ活動にのぞむ姿は次のとおりとします。

幅広い団体による幅広い活動／これまでになかった活動／校区を超えて子ども達のニーズに合ったやりたい事を主体的に選べる活動／子ども達の思いを尊重できる活動（楽しみたい、目標をもって取り組みたい。）／多様な体験や豊かな交流を通じて、すこやかな成長につながる活動／複数競技や色々な事にチャレンジできる活動／勝利至上主義ではなく、生涯にわたってのスポーツや文化活動につながる活動／短時間の合理的かつ効率的・効果的で集中して取り組める活動